

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 総務省組織令の一部を改正する政令 (二二二)
- 年金業務・社会保険庁監視等委員会令 (二二三)
- 農林水産省組織令の一部を改正する政令 (二二四)
- 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令 (二二五)
- 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二二六)
- 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の施行期日等を定める政令 (二二七)
- 防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令 (二二八)
- 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二二九)
- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令 (二三〇)
- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (三一一)

- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令 (三二二)
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (三二三)
- 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の施行期日等を定める政令 (三二四)
- 権利移転等の促進計画に係る土地について不動産登記に関する政令の一部を改正する政令 (三二五)
- 港則法施行令の一部を改正する政令 (三二六)
- 温泉法の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令 (三二七)
- 温泉法施行令の一部を改正する政令 (三二八)
- 船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令 (三二九)

〔条 約〕

- 国際刑事裁判所に関するローマ規程 (六)

〔省 令〕

- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令 (総務八三)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令 (農林水産六三)
- 温泉法施行規則の一部を改正する省令 (環境一七)

〔規 則〕

- 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則 (人事院一九〇一五)

- 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則 (同一四八)
- 人事院規則二五一〇 (職員の自己啓発等休業) (同一五〇)
- 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則 (同一四九)
- 人事院規則九一四〇 (期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する人事院規則 (同一二八)
- 人事院規則九一三〇 (特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則 (同一二九)
- 人事院規則二一三 (人事院事務総局等の組織)の一部を改正する人事院規則 (同一三二)
- 国際刑事裁判所に関するローマ規程への日本国の加入に関する件 (外務四一八)

〔告 示〕

〔官庁報告〕

官庁事項

昭和三十八年人事院公示第五号、昭和六十年人事院公示第一号、平成四年人事院公示第一号及び平成六年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件 (人事院公示九)

人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件 (同一〇)

本号で公布された法令のあらまし

- ◇ 総務省組織令の一部を改正する政令 (政令第一二二号) (総務省)
 - 1 日本年金機構法 (平成一九年法律第一〇九号)の施行の日までの間、本省に年金業務・社会保険庁監視等委員会を置くこととした。(附則第一七条関係)
 - 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

- ◇ 年金業務・社会保険庁監視等委員会令 (政令第一二三号) (総務省)
 - 1 年金業務・社会保険庁監視等委員会 (以下「委員会」という)は、委員七人以内で組織することとした。(第一条関係)
 - 委員会に部会を置くことができることとした。(第四条関係)
 - 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

- ◇ 農林水産省組織令の一部を改正する政令 (政令第二二四号) (農林水産省)
 - 1 大臣官房環境政策課の名称を「環境バイオマス政策課」に改めることとした。(第一三条第一項及び第二三条関係)
 - 2 消費・安全局総務課の所掌事務の一部を同局消費・安全政策課の所掌事務とすることとした。(第四四条及び第四五条関係)
 - 3 生産局に新たに生産技術課を設置することとした。(第五三条第一項及び第五六条関係)
 - 4 生産局野菜課及び果樹花き課を統合し、新たに園芸課を設置することとした。(第五三条第一項及び第五七条関係)
 - 5 この政令は、平成一九年八月一日から施行することとした。

- ◇ 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 (平成一九年法律第四二号)の施行期日は、平成一九年八月一日とすることとした。

- ◇ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 (平成一九年法律第四二号)の施行期日は、平成一九年八月一日とすることとした。

権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平 成 十 九 年 七 月 二 十 日

政 令 第 二 百 二 十 五 号

権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条中「第十条の六及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十八条」を「昭和五十五年法律第三十四号」第十条の六、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成十九年法律第四十九号）第三十八条及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第十条」に改める。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八号第一項

所有権移転等促進計画

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第九号

附 則

この政令は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の施行の日（平成十九年八月一日）から施行する。

法務大臣 長勢 甚遠
農林水産大臣 赤城 徳彦
内閣総理大臣 安倍 晋三

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平 成 十 九 年 七 月 二 十 日

政 令 第 二 百 二 十 六 号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

別表第一北海道の部雄武の項中「雄武港北防波堤灯台（北緯四四度三五分八秒東經一四二度五七分五五秒）から三三五度三八〇メートル」を「雄

武港新北防波堤灯台（北緯四四度三五分一〇秒東經一四二度五八分八秒）から三〇三度五三〇メートル」に改め、同部浦河の項中「三二七度一、四八〇メートルの地点から二二二度一、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度一、九七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六五度」を「三一九度一、四七〇メートルの地点から二五六度一、四〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度三〇分二二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度」に改め、同部天塩の項中「天塩川口灯台（北緯四四度五二分四九秒東經一四一度四四分三六秒）から一七六度三〇分一、八九〇メートル」を「天塩港西防波堤灯台（北緯四四度五二分一〇秒東經一四一度四分四秒）から一三一一度一、一〇五メートル」に改める。

別表第一青森県の部大湊の項中「芦崎三角点（一・二メートル）（北緯四一度一五分三八秒東經一四一度九分二九秒）」を「大湊港下北防波堤灯台（北緯四一度一六分三一秒東經一四一度一〇分三三秒）から二二二度二、二〇〇メートルの地点」に改める。
別表第一富山県の部伏木富山の項中「大村三角点（二・九メートル）（北緯三六度四五分四六秒東經一三七度四分三五秒）」を「富山東防波堤灯台（北緯三六度四五分五六秒東經一三七度一三分四〇秒）から一〇二度三〇分一、四〇〇メートルの地点」に改める。
別表第一徳島県の部富岡の項中「丸島島頂（八四メートル）、中津島島頂（五〇メートル）及び青島三角点（五三メートル）（北緯三三度五五分三一秒東經一三四度四三分二〇秒）」を順次に結んだ線を「一から丸島島頂（七二メートル）まで引いた線、同島頂から四六度三〇分一、一〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から青島三角点（五三メートル）（北緯三三度五五分三一秒東經一三四度四三分二〇秒）まで引いた線」に改める。
別表第一香川県の部三本松の項中「東紡三角点（九メートル）（北緯三四度一五分三秒東經一二三四度二〇分三九秒）から二七度二七五メートル」を「湊村三角点（九・七メートル）（北緯三四度一五分二秒東經一三四度二二分二八秒）から二七二度一、五三〇メートル」に改める。
別表第一佐賀県の部住ノ江の項中「住ノ江川口第三号灯標（北緯三三度一分東經一三〇度四分六秒）から二三三度五五〇メートル」を「住ノ江港第一号灯標（北緯三三度一分東經一三〇度四分七秒）から二三三度五四〇メートル」に改める。
別表第一福岡県大分県の部中津の項中「四・三メートル」を「四・一メートル」に改める。
別表第一鹿児島県の部西之表の項中「西之表港西防波堤灯台（北緯三〇度四三分四八秒東經一三〇度五九分一六秒）から二三九度九三〇メートルの地点から一度二、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二六度三〇分三、七秒東經一三〇度五八分五七秒）から一三三度三〇分八二メートルの地点から三〇六度三〇分一、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一一度」に改める。

附 則
この政令は、平成十九年八月一日から施行する。
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 安倍 晋三

温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平 成 十 九 年 七 月 二 十 日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令 第 二 百 二 十 七 号
温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
温泉法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年十月二十日とする。
環境大臣 若林 正俊
内閣総理大臣 安倍 晋三

温泉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平 成 十 九 年 七 月 二 十 日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令 第 二 百 二 十 八 号
温泉法施行令の一部を改正する政令
内閣は、温泉法（昭和二十三年法律第七十五号）第十八条第三項及び第三十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
温泉法施行令（昭和五十九年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。
「温泉法（以下「法」という。）を「法」に、第二十九条第一項（法第二十七条第二項）を「第三十三條第一項（法第三十一條第二項）」に、第三十三條第一項（法第三十四條第一項）に、第三十三

十一條第一項(一)を「第三十五條第一項(一)に改め、第一号中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に改め、第七号中「第三十一條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同号を第九号とし、第六号中「第三十條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、同号を第八号とし、第五号中「第二十九條第一項」を「第三十三條第一項」に改め、第十七號第二項」を「第三十一條第二項」に改め、同号を第七号とし、第四号中「第二十七條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同号を第六号とし、第三号中「第十四條第四項及び第二十七條第二項」を「第十八條第五項及び第三十一條第二項」に改め、同号を第五号とし、第二号中「第十四條第三項」を「第十八條第四項」に改め、同号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 法第十五條第四項において準用する法第四條第三項の規定による許可の条件の付加及びこの變更に関する事務
三 法第十六條第一項及び第十七條第一項の規定による承認に関する事務
本則を第二條とし、同條に見出しとして「(政令で定める市の長による事務の処理)」を付し、同條の前に次の一條を加える。
(温泉成分分析を受けるべき期間)
第一條 温泉法(以下「法」という。)第十八條第三項の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から十年以内とする。

船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年七月二十日

政令第二百二十九号

船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)附則第五項及び第六項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(船員保険法施行令の一部改正)

第一條 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。
第四十條中「平成十八年八月」を「平成十九年八月」に改め、同條の表中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「三万二千六百七十円」を「四万三千三百三十円」に、「九十八万円」を「百二十一万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この政令は、温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十一号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年十月二十日)から施行する。

(温泉成分分析に関する経過措置)

第二條 この政令の施行の際現に改正法による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第十四條第一項の規定による揭示が、同條第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析(改正法附則第二條第一項の規定により旧法第十四條第二項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなされる温泉の成分についての分析及び検査を含む。以下「旧法の温泉成分分析」という。)の結果に基づかないでされた場合又は分析及び検査を受けた日が明らかでない旧法の温泉成分分析の結果に基づいてされた場合においては、当該揭示に係る温泉に關しこの政令の施行後最初に受けるべき改正法による改正後の温泉法第十八條第二項の温泉成分分析に係る同條第三項の政令で定める期間は、この政令による改正後の温泉法施行令第一條の規定にかかわらず、平成二十一年十二月三十一日までとする。

環境大臣 若林 正俊
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

別表第三中「五・一二」を「五・〇七」に、「二・一二」を「三・〇八」に、「二〇・八八」を「二〇・八四」に、「一九・九七」を「一九・九三」に、「八・八四」を「八・八〇」に、「二八・一八」を「二八・一五」に、「一七・九二」を「一七・八八」に、「二六・八三」を「二六・八〇」に、「一五・八四」を「一五・八一」に、「一四・一七」を「一四・一四」に、「二・七四」を「二・七二」に、「一・四九」を「一・四七」に、「二〇・三七」を「二〇・三五」に、「九・四九」を「九・四七」に、「八・六一」を「八・五九」に、「七・七五」を「七・七四」に、「六・八六」を「六・八五」に、「六・〇〇」を「五・九九」に、「五・一六」を「五・一五」に、「三・九二」を「三・九一」に、「三・三〇」を「三・二九」に、「二・二六」を「二・二五」に、「一・七六」を「一・七五」に、「一・五七」を「一・五六」に、「一・三九」を「一・三八」に、「一・二〇」を「一・一九」に、「一・〇九」を「一・〇八」に
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日

改める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)
第二條 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五十六條第一項の表旧船員保険法施行令の項中「平成十八年八月」を「平成十九年八月」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「九十八万円」を「百二十一万円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一條 この政令は、平成十九年八月一日から施行する。ただし、第一條中船員保険法施行令第四十條の表の改正規定(平成十七年三月三十一日)を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。及び第二條中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第一項の改正規定(九十八万円)を「百二十一万円」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 この政令(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の規定は、平成十九年四月以降の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月一日以降の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月一日以後に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二條ノ三に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む)並びに同月以降の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額について適用する。

(障害年金等の額に関する経過措置)

第二條 平成十九年七月以前の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二條ノ三から第四十二條ノ三まで又は第五十條ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
内閣総理大臣 安倍 晋三

第三十三條に次の一項を加える。
 7 野菜需給調整官は、野菜の需給に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。
 第三十四條第一項中「四人」を「三人」に改める。
 第三十九條の見出し及び同條第一項から第三項までの規定中「生産技術室」を「畜産技術室」に改める。
 第六十二條の見出し及び同條第一項中「経営体育成基盤整備推進室」の下に「及び農地・水・環境保全対策室」を加え、同條に次の二項を加える。
 4 農地・水・環境保全対策室は、農地その他の農業資源の保全を図るための活動に対する支援に関する事務をつかさどる。
 5 農地・水・環境保全対策室に、室長を置く。
 第六十三條の見出し及び同條第一項中「集落排水・地域資源循環室、総合整備事業推進室及び中山間整備推進室」を「農村整備推進室及び中山間整備推進室」に改め、同條第二項中「集落排水・地域資源循環室」を「農村整備推進室」に改め、第二項を第三項とし、第一号の次に次の一号を加える。

第六十三條第二項に次の一号を加える。
 四 前二号に掲げるもののほか、農山漁村の総合的な振興計画の実施についての指導及び助成に関すること（林野庁及び水産庁の所管に属するものを除く）。
 第六十三條第三項中「集落排水・地域資源循環室」を「農村整備推進室」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第六項中「中山間整備事業推進室」を「中山間整備推進室」に改め、同條に次の一号を加える。
 三 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。
 第六十三條第六項を同條第四項とする。
 第六十三條第七項中「中山間整備推進室」を「中山間整備推進室」に改め、同項を同條第五項とし、同條第八項を第六項とし、第九項を第七項とする。
 第六十九條第二項を第三項とし、第一号の次に次の一号を加える。
 二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四條第二項に規定する農地保有合理化事業（次條第二号において「農地保有合理化事業」という。）に関すること。
 第六十九條第二項中「こと」の下に「農地保有合理化事業に関するものを除く。」を加える。
 附則
 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

環境省令第十七号
 温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号）の施行に伴い、及び温泉法（昭和二十三年法律百二十五号）の規定に基づき、温泉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十九年七月二十日
 環境大臣 若林 正俊

温泉法施行規則の一部を改正する省令
 温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
 第一條第二項第一号中「土地の」を「地点を明示した図面及びその」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
 二 前号に掲げるもののほか、申請が法第四條第一項第一号又は第二号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
 第二條中「第九條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同條第二号中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改める。
 第十九條中「第三十二條第二項」を「第三十六條第二項」に改め、同條第一号中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同條第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同條第五号とし、同條第二号中「第二十七條」を「第三十一條」に改め、同号を同條第四号とし、同條第一号の次に次の二号を加える。
 二 法第十五條第四項において準用する法第四條第三項の規定による許可の条件の付加及びこれの変更の内容
 三 法第十六條第一項及び第十七條第一項の規定による承認の内容

第十九條を第二十三條とする。
 第十八條（見出しを含む。）中「第三十一條第三項」を「第三十五條第三項」に、「第二十四條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同條を第二十二條とする。
 第十七條中「第二十六條」を「第三十條」に改め、同條を第二十一條とする。
 第十五條（見出しを含む。）中「第二十四條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同條を第十九條とする。
 第十四條を第十八條とする。
 第十三條中「第二十條」を「第二十四條」に改め、同條を第十七條とする。
 第十二條中「第十七條第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同條を第十六條とする。
 第十一條中「第十六條」を「第二十條」に改め、同條第二項中「第八條第二項第三号及び第四号」を「第十二條第二項第三号及び第四号」に改め、同條を第十五條とする。
 第十條第一項中「第十五條第三項第一号」を「第十九條第三項第一号」に改め、同條を第十四條とする。
 第九條中「第十五條第三項」を「第十九條第三項」に改め、同條を第十三條とする。
 第八條第一項中「第十五條第二項」を「第十九條第二項」に改め、同項第三号中「第十五條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同項第五号中「第十五條第四項各号」を「第十九條第四項各号」に改め、同條第二項中「第十五條第二項第四号」を「第十九條第二項第四号」に改め、同條を第十二條とする。
 第七條中「第十四條第三項」を「第十八條第四項」に改め、同條第二号中「場所」を「施設の場合及び名称」に改め、同條第三号中「前各号」を「前條第一項各号」に改め、同條を第十一條とする。
 第六條中「第十四條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同條第七号から同條第十号までを削り、同條第十一号を同條第七号とし、同條第十二号を同條第八号とし、同條に次の一号を加える。
 九 次項各号に掲げる事項
 第六條に次の一項を加える。
 2 第十八條第一項第四号の環境省令で定める情報は、次の各号に掲げる事項とする。
 一 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
 二 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
 三 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
 四 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
 第六條を第十條とする。
 第五條第一項中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同項第四号中「場所」を「施設の場合及び名称」に改め、同條第二項中「申請者が法第十三條第二項各号に該当しない者であること」を「申請者が法第十三條第二項各号に該当しない者であること」に改め、同項に次の三号を加える。
 一 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
 二 前号に掲げるもののほか、温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
 三 申請者が法第十五條第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面
 第五條を第七條とし、同條の次に次の二條を加える。
 八 温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請
 第八條 法第十六條第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所所在地及び名称並びに代表者の氏名

温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号）の施行に伴い、及び温泉法（昭和二十三年法律百二十五号）の規定に基づき、温泉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十九年七月二十日
 環境大臣 若林 正俊

温泉法施行規則の一部を改正する省令
 温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
 第一條第二項第一号中「土地の」を「地点を明示した図面及びその」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
 二 前号に掲げるもののほか、申請が法第四條第一項第一号又は第二号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
 第二條中「第九條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同條第二号中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改める。
 第十九條中「第三十二條第二項」を「第三十六條第二項」に改め、同條第一号中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同條第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同條第五号とし、同條第二号中「第二十七條」を「第三十一條」に改め、同号を同條第四号とし、同條第一号の次に次の二号を加える。
 二 法第十五條第四項において準用する法第四條第三項の規定による許可の条件の付加及びこれの変更の内容
 三 法第十六條第一項及び第十七條第一項の規定による承認の内容

- 二 法第十五条第一項の許可を受けた日
- 三 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 四 合併又は分割の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請)

第九條 法第十七条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 法第十五条第一項の許可を受けた日
- 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 五 相続開始の日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

第四條第一項中「第九條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同條第二項第一号中「場所の」を「地点を明示した図面及びその」に改め、同項第二号中「第九條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 前号に掲げるもののほか、申請が法第十一條第二項において準用する法第四條第一項第一号又は第二号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類

第四條を第六條とする。
第三條中「第六條第一項」を「第八條第一項」に、「第九條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同條に次の一号を加える。

- 六 掘削の工事により温泉がゆう出した場合は、その旨

第三條を第五條とし、第二條の次に次の二條を加える。

第三條 (掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)
第六條第一項 (法第十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置(以下「掘削等」という。)の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

- 二 掘削許可等の別
- 三 掘削許可等を受けた日
- 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 五 合併又は分割の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 申請者が法第四條第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

(掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請)
第四條 法第七條第一項(法第十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 掘削許可等の別
- 四 掘削許可等を受けた日
- 五 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 六 相続開始の日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第四條第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第二中「(第9條關係)」を「(第13條關係)」に改める。
様式第二中「(第13條關係)」を「(第17條關係)」に改める。
様式第三を次のように改める。

第13條(第17條關係)

(表)

第 号	氏 名	職 名 及 び 氏 名	生 年 月 日	年 月 日 発 行
	真			

温泉法第28條の規定による身分証明書

都道府県知事 印

(裏)

温 泉 法 抜 粋

(報告徴収及び立入検査)

第28條 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な関係において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に使用される器具、機械若しくはその者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に質問することができる。若しくは、眼鏡、書籍、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第41條 次の各号のいずれかに該当する者は30万円以下の罰金に処する。

一〜五 (略)

六 第28條第1項又は第34條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第28條第1項又は第35條第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第四を次のように改める。
様式第四 (第22条関係)

(表)

温泉法第35条の規定による身分証明書	
職名及び氏名	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日
都道府県知事	都道府県知事
市長	市長
市 区	市長

(裏)

温 泉 法 抜 粋

(立入検査)
第35条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉の湧出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉を工業用に利用する施設に立ち入り、温泉の湧出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
3 第28条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による立入検査について準用する。
(政令で定める市の長による事務の処理)
第36条 第3章、第33条第1項 (第33条第2項の規定による処分に係る部分に限る。)、第33条第1項 (温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)、又は前条第1項 (温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所の立入検査に係る部分を除く。))の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定める市 (次項において「保健所を設置する市」という。))又は特別区の長が行うことができる。
2 (略)
第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一〜六 (略)
七 第28条第1項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

附 則

(施行期日)
第1条 この省令は、温泉法の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。)の施行の日 (平成十九年十月二十日) から施行する。
第2条 改正法附則第2条第1項の環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査は、温泉法施行規則の一部を改正する省令 (平成十四年環境省令第六号) による改正前の温泉法施行規則第5条第2項に規定する環境大臣の定める者の行った温泉の成分の分析検査とする。
(身分証明書に関する経過措置)
第3条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規 則

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
平成十九年七月二十日 人事院総裁 谷 公士
人事院規則一九一〇―五
人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則
人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。
目次
第一章 総則 (第一条・第二条)
第二章 育児休業 (第三条―第十六条)
第三章 育児短時間勤務 (第十七条―第二十七条)
第四章 育児時間 (第二十八条―第三十一条)
第五章 雑則 (第三十二条)
附則
第一章 総則
第一条を次のように改める。
(趣旨)
第1条 この規則は、職員の育児休業、育児短時間勤務 (育児休業法第十二条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。))及び育児時間 (育児休業法第二十六条第1項に規定する育児時間をいう。以下同じ。))に関し必要な事項を定めるものとする。
第二章 育児休業
第3条第6号中「のほか」の下に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。
第4条中第4号を第5号とし、同条第3号中「育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業」を「育児休業 (この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。))」に「常態として」を「育児休業その他の人事院が定める方法により」に、「この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く」を「当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限り」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の一号を加える。
三 育児休業の承認が、職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたって継続することが見込まれることにより取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。
第8条第1項中「育児休業の」を「その」に改め、「占めていた官職」の下に「又はその期間中に異動した官職」を加え、同項ただし書を次のように改める。
ただし、併任に係る官職については、この限りでない。
第9条第1号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。
第10条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改める。
第11条の見出しを「育児休業をしている職員の職務復帰」に改める。
第12条中「第十二条の三において」を「以下」に改める。